

会 議 録

会議の名称	第5期 第4回 小金井市地域自立支援協議会 全体会
事務局	福祉保健部 自立生活支援課、小金井市障害者地域自立生活支援センター
開催日時	平成29年2月28日（火） 午後5時00分から午後7時00分
開催場所	小金井市役所第二庁舎 8階 801会議室
出席者	<p>【委員】 高橋 智委員(会長)、矢野 典嗣委員（副会長）、荒井 康善委員 赤濱 高之委員、久野 紀子委員、福原 昌代委員、室岡 利明委員、 小幡 美穂委員、高橋 良友委員、森田 史雄委員、坂本 珠江委員、 馬場 利明委員、緒方 澄子委員、小松 淳委員</p> <p>【事務局】 自立生活支援課長 自立生活支援課相談支援係長 自立生活支援課障害福祉係主査 自立生活支援課障害福祉係主任 小金井市障害者地域自立生活支援センター</p>
会議内容	第5期 第4回 小金井市地域自立支援協議会 全体会のおり

配付資料の認をお願いします。

(事務局)

- 資料1 各部会の報告資料です。
 - 資料2 前回の合同部会の議事録
 - 資料3 第5ブロックの自立支援協議会の交流会の資料
 - 資料4 矢野委員からの提案資料
 - 資料5 矢野委員提案資料のパワーポイントの資料
 - 資料6 小幡委員提案資料
 - 資料7 意見交換会のレイアウト案
 - 資料8 意見交換会のチラシ、ホームページの掲載画面、
 - 資料9 意見交換会の次第案
 - 資料10 意見交換会のアンケート案
 - 資料11 意見交換会の資料差別解消法 わかりやすい版パンフレット
 - 資料12 意見交換会の資料 差別解消法って何? パワーポイント事務局案
 - 資料13 意見交換会の資料、市条例イメージ案
 - 資料14 各自治体の条例の名称一覧
 - 資料15 各自治体の条例の前文一覧
 - 資料16 各自治体の条例の骨格一覧、ルビなし版ルビ有り板
 - 資料17 平成28年度自立支援協議会開催予定
- 資料は以上です。

1 各部会からの報告

(1) 相談支援部会

開催日は1月20日です。小金井市内の福祉事業者連絡会について、今年度は2回開催の予定でしたが、スケジュール的な問題もあり次回開催は平成29年度へ持ち越しとした。次回イベントのテーマは地域生活支援拠点および成年後見人制度の利用促進の基本計画があり、このテーマにして行いたい。地域生活支援拠点等とは、障がい者の高齢化重度化や親なき後を見据え地域の体制づくりです。障がい者児地域生活支援を推進し機能強化を図る。相談体験、緊急時の受入対応の専門性、現状では平成28年度に先行モデルとして大田区と八王子市がある。29年度の実施自治体としては小平市、国分寺市が予定をしている。

すでに実施している大田区、八王子市の自治体関係者もしくは実施事業者関係者を招いて、講演依頼を行っていきます。成年後見人の利用促進について、認知症や知的障がい者の財産管理などを行う成年後見制度の利用促進の基本計画を29年3月には閣議決定する予定となっています。それに伴い、後見人の預貯金を引き出す際の第三者の関与する仕組みづくり、預貯金を引き出す際に弁護士や司法書士が務める後見監督

人の押印を条件とするような不正防止。地域の福祉医療司法関係者が連携して、後見人や利用者を支える仕組みづくり、ネットワーク化をするというのが骨子です。これについては地域生活支援拠点等と関係が深い計画であるため、2つのテーマを組み込みながら講演してもらえれば望ましいと考えております。開催時期については7月のはじめ、19時から21時で社会福祉協議会会議室において60名ぐらいの定員で行いたいと思っています。講演会、グループワーク発表という形で行っていく予定です。開催時期は3月24日の専門部会で明確化をしていきたいと思っております。後見人の不正事件の現状は2015年度に521件89発生をして、被害総額としては29億7000万円あるという状況です。

(2) 生涯発達支援部会

保育園での障がい児保育について***保育園の報告です。

就学前のように子供の年齢が小さい場合は障がいを持っているという診断が難しいので加配がつけられない中で保育園では対応に追われているのが現状です。状況については、職員研修の問題、園における巡回指導の問題、問題課題が議論され関係機関と連携がなかなかしにくい、家庭との連携ができにくいなどでした。就学前のあり方について議論が必要だということで部会は終了しました。

(3) 生活支援部会

知的障がいの分野を支援している側から見た問題点等具体的に出していただきました。条例案、合理的な配慮についてのパンフレットを検討しているのでこのことについて意見をいただきました。市民に伝わる方法の議論と各自治体のパンフについて情報交換しながら意見を出しています。学生と連携して作れると面白いのではないかと、パンフレットは漫画とかイラストとか、YouTube 動画で流すとかそういうのも必要ではないかなどアイデアが出ています。今後どういう形でどういう人たちと協力していくことができるか考えていければと思います。シンポジウムで意見が出てきたことを踏まえ、条例案についても意見が出ました。タイトルの名称、学校現場の対応も話題になり教育関係の部分も表現をして良いのではないかと、今後部会、協議会が意見を聞いたりする場を作る方がよいのではないかと、宣伝の方法について検討したらということも課題になった。

2 報告事項 (事務局)

保健福祉総合計画のアンケート結果の報告について

事業者での集計がまだですので、次回の合同部会で示したいと思っております。東京都の障害者差別解消条例の動向について、都議会で都知事が障害者差別解消条例を検討していると発表しています。具体的な内容等はまだ示されていないので、公式資料入手次第、示したいと思っております。

2月3日に行われた第5ブロック自立支援協議会交流会です。資料3として示していますので、お読みください。

(司会)

質問等ありますでしょうか。

(委員)

障害者差別解消法について知事が発表したということですが、今開いている都議会の中で発表されたということですか？

(事務局)

12月議会で議員の質問に対して、差別解消条例を検討していると発言を報道発表しています。

(委員)

報道で聞いたり、見たりしたということですね。

(事務局)

はい。

(委員)

草案というものがいつ頃発表されるか、本市の条例との関係でなるべく早く知りたいと思います。

(事務局)

公式にはまだ入手できません。来年度に向けて対応していくということになりますので、2018年成立かもしれないということは聞いています。

(司会)

東京都の条例と齟齬のない形にしていければと思いますので、ぜひ、入手し示していただきたい。

3 市条例意見交換会について

(事務局)

3月11日土曜日、正午から午後1時半まで、萌え木ホールで行います。2回目は16日木曜日、午後6時から8時までで前原暫定集会施設A会議室で行います。条例案についての意見交換会を私どもが説明するというより市民の方々から多様な意見を出していただければと思います。当日は、会長と矢野副会長が出席予定でいます。なるべく多くの方々の参加をお願いしたい。

(司会)

意見交換会の件について意見等ございますか。

(委員)

意見交換会の日程について、委員には直接お知らせがなかった。HPの方が先に出ていて他から聞いた形になった。これからは、委員に事前に決まった時点でお知らせしていただければと思います。

(事務局)

バタバタと決めたためこういう形で申しわけありません。次回からそうならないようにしていきたい。

(委員)

資料4をごらんください。

アンケート、自立生活支援課への要望書等、資料をもとに項目に分けて整理した。タイトルについて具体的な提案を列挙しています。健常者が関心の持てるものに、市民憲章と整合性がある条例になどの意見があり、それらを酌み取りながら、条例のタイトルを検討しなければと思います。

前文にやまゆり園のことを触れているが妥当なのか、賛否両論の意見がある。

条文や条例の内容について、教育学校現場の部分がいないのはどういうことか、インクルーシブ教育を推進していく部分を盛り込む必要がある、学校現場の差別と虐待について多く意見がある、障がい者が働ける障がい特性に合わせた働き方ができることを盛り込んでほしい、社会参加することが最良のリハビリであり、障がいのある人が社会参加できる内容を盛り込んで欲しい、権利条約に即した条例にして欲しい、障がいの理解について視覚障がいの方、聴覚障がいの方などへの配慮がもっと必要である、具体的な事例も交えたアンケートで意見が出ています。資料5に今後、条例をどう取り扱ってどう市民に示していくかなど意見が出されています。3月11日、3月16日に、一つ一つ課題がクリアできるとよいと思います。

私なりに課題を整理し条例文をいくつか変更をした。条例については、第6条を起こして、障がい者等への総合的な支援という形で、1から4項目を入れた。独自の第7条、八条を繰り上げていくこと。第7条の差別の禁止で、差別の定義を盛り込む。第16条で虐待の定義を盛り込む形の条例案を市民に投げかけたらどうかという修正意見をとっています。資料5は意見交換会のときに5分ぐらいで話をするため作成した。経過も報告ができると良いと作成した。自立支援協議会の基本的観点として資料5で示している。意見等ありましたらよろしくお願いします。

(委員)

具体的にシンポジウムで意見が出ている。具体的な施策がないという意見が多かったので条例案を見直しして意見交換会に臨む方がよいかと思います。

(司会)

今日議論をしてすぐに行うのは時間的に難しい。形を決めなくて、多様な意見をいただく形でいくのがよいと思っている。

(委員)

条例案について教育にかかわる部分について意見をいただきありがたいと思います。

この修正案が今度の意見交換会で教育の部分に出ると、教育現場では混乱が起きる気がします。教育委員会としては、東京都も条例制定に向けて動き出しているので東京都の動向を注視しながら準備をしていきたいという考えです。都立学校についても同じことで条例等については、都立学校における障がいを理由とする差別解消の推進に関する要綱とか障害者差別解消法のハンドブック都立学校版を発行して、障害者差別解消法に伴う合理的配慮の提供等についての対応しているところです。市の教育委員会としても東京都の動向を見ていきたいと思っている。教育委員会としてこれが出ると教育委員会全体で共通化していくことになりますので時間が足りないと思います。

(司会)

都立学校の要綱の話が出ました。参考に次会に提供していただきたい。

(委員)

資料6 参照

2つ提案があります。

名称は障がい者だけの条例ではなく、障がいのある人もない人にもかかわる条例であることを伝えるタイトルにした方がよいのではないかと。タイトルに障がいのある人もない人も生涯にわたってということたたき台として出ています。

前文が、「障がいのある人、ない人、共に生きていく社会をつくっていく」、文章に強いメッセージ性を出した方がよいと思います。津久井やまゆり園の事件については記載をするか検討がされると思いますが、載せた形で作ってみました。たたき台にしてよりよいものをつくっていきたいと思います。

教育に関する項目については必要だと思います。教育委員会としての立場もあると思います。小金井市の条例に教育の小金井市の考えていく視点は2つの観点があると思います。

一つはともに学ぶ、障がいへの理解を深めるというインクルーシブ教育に関する項目。もう一つが、学校現場での合理的配慮等の大切さを訴える文章が入ったらよいと思います。

条例案の中に障がいの差別をしないようにという文言が前面に出しているというイメージを持ちます。ともに生きていくというタイトルでそのニアンスが入ると良いと思います。

(司会)

12月のシンポジウムの時に協議会が先駆的に取り組んだことは非常によかった。しかしながら市民を置いてきぼりにしないでもっと意見を聞いてくださいという指摘が多かった。

そのことを踏まえて意見交換会をぜひということであり、中身的には東京都の動向もあり、教育での学校の動向も学ばなければいけない。3月11日、16日の日は、**委員さんの意見、**さんの提案、事務局がまとめたアンケート、それ以外に出された意見等、草案があつて、市民の方の積極的な御意見を願うのが妥当ではないのかと思います。進行と含めて御意見がありましたらお願いします。

(委員)

意見交換会では条例案は一度目を通していると考えられますので、シンポジウムの意見を取り入れたものが出せたらよいと思います。先ほど**委員から時間的に難しいということ、また元からあるものに対して意見をお持ちの方もいると思います。それぞれ委員の方からもこういう意見が出ていますという資料を出していただけるのであればそれでよいと思います。

(委員)

意見交換会ですが資料等を示して皆さんに広く意見を伺うという感じになるのでしょうか。さまざまに資料等をご準備いただければと思います。

(事務局)

委員の修正意見資料4、さんの資料6、12月のシンポジウムのアンケート結果、です。事務局としては、自立支援協議会全体で了解されたものを出すというのが大原則になります。

(委員)

資料の出し方ですが、先ほどの教育にかかわる部分で2つの意見が出ているので、自立支援協議会からの意見という出し方をすると混乱すると思います。

(委員)

自立支援協議会の意見ではなくて、協議会の各委員の見解として出すのはよいのではないですか。

(事務局)

説明すると時間が必要であり、あくまでも配付資料として置き、市民の方に自立支援協議会での様子を確認できるというイメージを持っています。

(委員)

資料4、05は自立支援協議会という名称になっていたが自立支援協議会の委員からの提案ということで委員の名前が入る事になるのでしょうか。意見をいただくことは

教育委員会としても非常に重要なことと思います。東京都の条例ですとか、さまざまな都道府県の条例等を参考にしながら小金井市として対応していく必要があると考えています。委員としての意見をいただくということであればよいかと思います。

(委員)

基盤となる案は「障がい者とともに生活する社会をつくる小金井市条例案」ですね。それをベースにして配布資料として提案したものに意見を出していただくということですね。

(委員)

資料の4の1枚目から、4ページ目の3行まではシンポジウムのアンケートを私なりに分類して整理したもの。事務局で確認ができれば資料として配れると思います。4行目以降は権利条約と憲法の問題を整理して条例化した私の修正意見です。協議会で確認をされない限りは協議会の修正案にはならないと思っています。この部分に意見をいただきたいと思っています。

(委員)

アンケートは別刷りのものがわかりやすいかと思います。前回、小金井市聴覚障害者協議会で意見を出した。資料4でそれは盛り込んでいるのか、また配布されているのか。

(事務局)

前回の合同部会で配付しています。

(委員)

日程の周知について、意見交換会の後の予定など周知はどういう形でされる予定ですか

(事務局)

資料8ですでにホームページに掲載しています。それから、3月1日号の市報、3月1日号の市政だよりも掲載をしています。チラシは2月下旬から配付しています。

(委員)

視覚障がいの方に何かの形では周知していますか。

(事務局)

紙ベースのもののみです。3月2日に小金井市立の小中学校の校長会にも説明をする予定です。

(委員)

視覚障がいの方たちにどういう形で伝わるのかなと思ったのでちょっとお聞きしました。

(事務局)

ホームページに読み上げソフトは入っていますが、検討中です。

(委員)

資料の件で資料9に配付資料が書いてあるが、**委員、**委員の配付資料の中には入っていないので、これに追加をして当日配布という認識でよいのですか

(事務局)

はい。意見交換会について資料7から16を説明したい。事務局の案として説明します。

資料7は3月11日と3月16日に行う意見交換会のレイアウト案です。UDトークと資料説明用のスライド用スクリーンを2つ用意してのスペース上は考えております。スペース上無理であればUDトークだけになるかもしれません。

資料8は3月11日と3月16日に意見交換会を乗せるためのチラシとそのホームページの掲載画面です。現在は開催日時、場所もチラシ情報を掲載しているのみですが、この画面に自立支援協議会全体会で確認いただいた資料などを掲載していく予定となります。

資料9は差別解消法に係る小金井市条例についての意見交換会の次第です。下半分の配付資料を載せています。事務局としては、配付資料として想定しているものは全体で確認された資料や客観的な資料を中心にに入れていくこととなります。

資料10はアンケートになります。

資料11は「障害者差別解消法ができました」というものになります。配付資料として説明にかえたい。

資料12は事務局で作成した「差別解消法ってなに」の説明のパワーポイント。これも資料を配付して説明にかえたい。

資料13 自立支援協議会で了解いただいた資料

資料14 各自治体の差別解消法条例の名称一覧

資料15、差別解消法の前文各自治体の条例の前文でそれぞれルビあり、ないもの。

資料16 各自治体の骨格一覧でルビありとないもの

市民から意見を聞くということを主題におきたいと思いますので説明は短くし、委員からの発言ではなく、市民からの発言を聞く場として資料の提示を中心にしたい。自立支援協議会から資料提出ということであれば、委員の名称をつけた資料として提出させることとなります。

(司会)

当日の配付資料として提出するものは委員さんの名前をつけたものになります。特に問題ないと思いますのでご準備お願いしたいと思います。

当日、市民の方のチラシ、要望等を配布する場合は、それは各自で印刷し、会場に持参することになります。

(事務局)

事務局の見解としてはきちんと配付はしたいと思いますので、1週間前3月3日までに届いたものはこちらで印刷はしたいと思います。御協力をお願いします。それを超えた場合は印刷が間に合わないの、各委員さんご自身の委員の名前を記載して配布する必要があると思います。

(委員)

3月3日までに資料を事務局に提出するものは委員としての意見ということですね。私の場合、委員としてではなく協会としてということになります。協会として意見をまとめるつもりです。他の障がい者団体も意見があると思います。団体に通知、周知の方法はどうなりますか。

(事務局)

あくまでも委員さんの資料を印刷することはしますが、各団体は委員ではありませんので資料は団体で印刷していただくことになります。

(委員)

そのために通知が必要ですがその通知は？意見交換会に出したい資料があります。団体の中での要望や意見がある。

(事務局)

基本的には当日来ていただいてお話しいただいたり、提示していただいたりということを考えています。

(委員)

確認ですが、当日、意見交換会の方に参加したいと思います。来た市民の方と意見を聞くことが中心と聞きました。委員からの発言はしないと決めたのか確認したい。進行はどなたがされますか。

(司会)

当日は私がします。ケースバイケースで対応したい。杓子定規に対応はしないつもりです。市民の方の意見を聞くスタンスで望むということです。市民、委員さんも市民ですし、いろんな意見をお持ちだと思います。発言できないということではなく臨機応変に対応したいと思います。

(事務局)

事務局としては自立支援協議会委員さんはこの場で議論をするのが基本だと思います。当日は市民の方からの御意見を聞きたいということだけはしっかりお伝えしておきたいと思います。

(司会)

2時間ほどありますから、委員さんも多様な意見を持っていることを知ってもらい、過剰にならないように、あくまでも市民の意見を聞くことを堅持しながら進行していきたい。

(委員)

事務局にお願いします。資料9、当日の意見交換会のプログラム、等々ホームページにアップしてください。差別解消法の宣伝にもなるので、

(事務局)

資料8から16に係るものについては、本日自立支援協議会で了解いただけましたらホームページのデータ領域を確認して掲載したい。

(委員)

パンフレットに入場制限をしますと書いてある。入場制限をするのではなく、人が来すぎた場合はテーブルを外して椅子を並べて入れるなどして欲しい。入場制限をすべきではないですよ。

(事務局)

椅子の配置は意見交換会なのでなるべく皆さんが話せたほうがよいと思い配置にしました。入りきらない場合は臨機応変に席を配置し入場制限しないようにしたい。会議室の定員は決まっています。市の広報では、こうした書き方にするようになっています。

(司会)

基本的なスタンスとしては昨年つくり上げた条例案をベースにして市民、シンポジウムでもっと多様な意見を聞くというスタンスです。条例案を作成して欲しいという強い市民の要望があったとことを踏まえて意見交換会を開催するということになりました。当日、市民の方が理解していただけるような資料を準備して、なるべく多くの方々に参加呼びかけて、委員の個人名の入った資料を出しながら、多様な意見を議論し、多くの方々の意見を踏まえ条例にしていくスタンスです。

(事務局)

自立生活支援課長です。本日は意見交換会にかかる活発な議論を頂きありがとうございます。差別解消条例制定については自立支援協議会員からの発議によって制定に向けてご協議いただいているところです。

西岡市長も、平成 29 年度施政方針の中で差別解消条例を制定することを記載しています。市長も強い思いを持って見守っていますので、引き続きこの条例の制定に向けて協議していただければと思います。市民意見交換会の第 1 回目になります。市長は冒頭ご挨拶させていただきますのでよろしくお願いします。

(司会)

条例制定に向けて少なくとも 2 回、議論ができる意見交換会は 3 月に開催されます。できるだけ参加のほどよろしくお願いします。

(事務局)

次回以降の開催日ですがあと 1 回となりましたが 3 月 24 日となります。

(委員)

意見交換会を踏まえてパブコメなど予定を組むのか、スケジュールのイメージをつかみたい。

(事務局)

当初の予定では、昨年の 4～6 月に示したとおり、平成 29 年の 9 月議会上程を目指していますが、都議会、都条例もありますので不透明ではあります。一応現時点では、今までどおりのスケジュールでと考えています。都条例との整合をとるという意見が強くなれば少し変わるかと思います。公式には了解いただけるのは全体会で来年度の 9 月でという方向では動いています。

(委員)

大事だと思っているのが意見交換会を踏まえた上で自立支援協議会の中で情報共有してもう 1 度条例について話し合う機会が持てるのがよいと思います。

(司会)

意見交換会を踏まえたあとにもう少し議論する場をとの意見でしたけれども、そこに関わってご意見がありますか

(委員)

条例を決めると、そのまま進んでしまいますので、いろいろと議論してみたいという気持ちがあります。都の考えと同じではなく、都としての責務、市民としての責務。それを見極めて強い責務、市長としての責務をはっきりしていけないといけない。そういう意味で議論の場をもう一度作っていただきたいと思います。

(司会)

個々の意見を踏まえながら、3 月期、4 月以降どの様に進めていくのかを事務局と議論をしたいと思いますので意見を出してください。

(委員)

意見交換会を踏まえて、委員としてではなく協会に持ち帰りたいと思います。協会の委員の意見を聞くのに時間の余裕が必要で、すぐ議論ではなく時間をいただければありがたいと思います。

(委員)

意見交換会ではいろいろな意見が出て、条例はもう少し手を加えるということであれば、全体会を開かなくてははいけません。全体会で決めた後、各団体に意見聴取を行うべきだと思います。各団体の意見を集約して、最終的にもう一度全体会を開いて、具体的な案を出す。それから事務局で市議会にかけることになる。市議会の条例案という形で部局で詰める文言等もあるので、この様な段取りで全体会は少なくとも2回は必要です。団体への意見聴取も、意見交換会に来られない団体もあり情報の意思表示ができる機会を与えるようにしてほしいと思います。

(司会)

東京都の整合性と共に、独自の観点からも市の動向を踏まえ、特に教育のところの調整については集中した迅速な議論が必要ではないかと思います。このあと事務局と相談して提案とさせていただけるとと思います。

(委員)

別の質問です。相談支援部会で、成年後見人の情報で後見人が財産をとるという不正があったと聞きました。興味があります。

(委員)

相談支援部会長の**です。権利擁護センターの担当ですが、これについては家庭裁判所の統計資料の中に出ている部分です。2015年度で話をしました。

(委員)

私が聞いた情報では、不正とは別に、コミュニケーションのずれによる誤解、例えば、耳が聞こえないとか知的がい害とかいろいろな障がいがあつて後見する人が手話を知らない。手話によるコミュニケーションをとらずに、筆談で情報がずれてしまうコミュニケーションの問題も、考える必要があると思います。聞こえないことで家族も困って憤慨しているという状況があります。あくまでも情報ですけれども皆さんにお伝えします。

(司会)

これで第4回の地域自立支援協議会を終わります。